

久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、久留米市（以下「本市」という。）の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。また、久留米市障害を理由とする差別をなくす条例（令和 5 年久留米市条例第 35 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、条例第 18 条から第 24 条までに定める事項に基づく基本的な施策のほか、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものである。

第 I 章 本方針策定の背景

1 国の動向

障害者の権利に関する条約への署名を契機とする一連の障害者法制の整備に伴い、国においては、平成 23 年に障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正が行われ、基本原則として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第 4 条第 1 項）こと、また、「社会的障壁（※1）の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」（第 4 条第 2 項）ことが規定された。

障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定、平成 28 年 4 月に施行された。さらに、令和 3 年 6 月には事業者に対する合理的配慮の提供を義務化する改正法が制定され、令和 6 年 4 月に施行された。また、平成 27 年 2 月には、法第 6 条第 1 項に基づき、政府の障害者差別の解消に向けた施策の実施に関する基本的な考え方を示す、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）が策定、令和 5 年 3 月には、改正法の円滑な施行に向け、国基本方針が改定された。

（※1） 社会的障壁

障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されており、また、法第 2 条においても同様に定義されている。

2 本市におけるこれまでの取組

本市のこれまでの取組としては、平成6年に「人権尊重都市宣言」を行い、平成7年には、障害者差別の撤廃も含む「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」（平成7年久留米市条例第22号。以下「人権擁護条例」という。）を制定した。また、これらの大きな指針のもと、市政運営の基本となる久留米市新総合計画においても、人権の尊重を基本的姿勢として示すとともに、久留米市人権教育・啓発基本指針等に基づき差別をなくすための人権教育、啓発活動等に取り組んできた。

さらに、平成19年に策定した第1期久留米市障害者計画（平成18年度から平成25年度まで）において、重点施策のひとつに、「障害者理解のための啓発・広報活動の推進」を掲げ、これに基づく取組として、市職員に対しては、各種研修等において、障害者の人権に関する啓発を随時行うとともに、市民向けには、講演会等の実施や、広報くるめ等を活用したノーマライゼーションの意識啓発等を進めてきた。

その後、平成26年に策定した第2期久留米市障害者計画（平成26年度から平成29年度まで）においては、国の動向等を踏まえ、重点施策の一つに「ノーマライゼーションの意識啓発の充実」を掲げ、障害者に対する差別の解消への取組として、「障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組を実施する。」とした。

しかしながら、障害を理由とする差別は、現在も日常生活や社会生活の様々な場面で表面化している状況にあり、障害を理由とする差別の解消が困難なことを示している。

本市は、障害者差別の解消をより一層推進するため、令和5年12月に条例を制定し、令和6年4月に施行したところである。

第Ⅱ章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な方向

1 本市が目指す地域社会

法が具体化しようとする基本原則を定める障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として掲げている。

このことは、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきという理念に基づく、普遍的な目的である。

よって、本市においても、本市「人権尊重都市宣言」及び「人権擁護条例」の理念も踏まえつつ、条例に基づいて、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会の実現を目指すこととする。

2 施策の基本的な方向性

法は、「共生する社会」の実現のため、行政機関等に対し、障害を理由とする差

別の解消に向けた具体的な取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

なお、障害を理由とする差別とは、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」のこと(※2)である。

(※2)「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方は、条例に定めるとおりである。

本市が目指す地域社会を実現するために、これら法に基づき条例で定める、不当な差別的取扱いの解消と日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くための取組（いわゆる「合理的配慮の提供」）を行うことが必要であり、実現に向けた施策を推進することが必要である。

このことに対する本市の施策の推進に係る基本的な方向性は、条例第3条に規定する基本理念によるものとする。

【抜粋】久留米市障害を理由とする差別をなくす条例（第3条）

（基本理念）

第3条 この条例による障害を理由とする差別の解消は、市、事業者及び市民が、次に掲げる事項を基本理念として、推進するものとする。

- (1) 障害者が抱える本質的な問題は、障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁の除去は社会の責務であること。
- (2) 障害は人類が持つ多様な個性の一つであるから、これを包含する地域共生社会を実現すべきこと。
- (3) 全ての市民に人権が平等に存することを踏まえ、全ての障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきこと。
- (4) 障害及び障害者への理解を深め、かつ、障害を理由とする差別に関する学びを継続する必要があること。
- (5) あらゆる分野において社会的障壁の除去及び合理的配慮が行われ、誰もが暮らしやすい、共生のまちづくりが促進されること。
- (6) 何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (7) この基本理念の考え方は、日常生活に限らず災害等の非常時の生活においても同様であること。

3 本方針の対象範囲

(1) 障害者

本方針の対象となる障害者は、条例第2条第1号に規定する障害者、すなわ

ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。

これは、障害の「社会モデル」（※3）の考え方を踏まえている。したがって、本方針が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

（※3） 障害の「社会モデル」

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（いわゆる社会的障壁）と相対することによって生じるとの考え方。

（2） 対象分野

本方針は、条例に定めるとおりあらゆる分野を広く対象とする。ただし、本市又は事業者が、事業主としての立場で市職員又は従業員等に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第 13 条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによる。

4 基本的な施策

本方針に定める障害を理由とする差別の解消を図るための基本的な施策は、次のとおりとする。

- （1） 啓発及び理解促進（条例第 18 条）
- （2） 情報の発信及び取得環境（条例第 19 条）
- （3） 教育及び保育の促進（条例第 20 条）
- （4） 意思疎通支援（条例第 21 条）
- （5） 相談体制の充実（条例第 22 条）
- （6） 事前的改善措置（条例第 23 条）
- （7） 災害への備え（条例第 24 条）

第Ⅲ章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な施策の内容

1 啓発及び理解促進（条例第 18 条）

（1）－1 市民及び事業者への広報及び啓発活動（条例第 18 条第 1 項第 1 号）

本市では、久留米市人権教育・基本指針や久留米市障害者計画のもと、差別や偏見の解消のための啓発活動に取り組んできた。しかしながら、令和 4 年度に実施した久留米市障害者（児）生活実態調査によると、2 割以上の人が差別を感じたり、いやな思いをしたと回答している。

障害を理由とする差別については、市民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、次の考え方により、市を中心に、関係機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、市民の障害に関する理解を促進するものとする。

① 障害を理由とする差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、市民一人ひとりが認識するとともに、法及び条例の趣旨について理解を深めることが不可欠である。また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知啓発を行うことが重要である。各種啓発活動や研修等の実施に当たっては、障害のある女性は、障害があることに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする場合があるといった意見があること、障害のある性的マイノリティについても同様の意見があること、障害のあるこどもには、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることについても理解を促す必要があることに留意する。

市を中心に、事業者、障害者団体、その他関連団体等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、アクセシビリティにも配慮しつつ、多様な媒体を用いた周知啓発活動に積極的に取り組むものとする。

② 本市は、グループホーム等を含む、障害者関連事業所等の新設に際しては、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動が行われるよう努めるものとする。

(1)－2 市の職員等への研修（条例第 18 条第 1 項第 2 号）

① 本市職員に対する研修

本市においては、職員の一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底などの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

② 障害を理由とする差別の解消に関する対応要領

ア 職員対応要領の作成

行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的な取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であることから、法第 10 条第 1 項において、地方公共団体は、国基本方針に即して、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。

本市においては、職員の行動規範として、職員の障害者差別解消に関する対応要領（以下、「職員対応要領」という。）を作成するものとする。

職員対応要領は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、本市の職員にその実施を徹底するものとする。

イ 対応要領の位置付け及び作成・変更手続

職員対応要領の作成・変更に当たっては、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を可能な限り反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後、職員対応要領を公表するものとする。

ウ 対応要領の記載事項

職員対応要領には、以下の事項などを記載するものとする。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

- (ア) 趣旨
- (イ) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- (ウ) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- (エ) 相談体制の整備
- (オ) 職員への研修・啓発

(2) 相互理解の機会等及び情報の提供（条例第 18 条第 2 項）

共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関わらず、お互いを理解・尊重し合いながら、スポーツ・文化芸術活動、地域活動などさまざまな活動に参画していくことが重要である。市を中心に、事業者、障害者団体、その他関連団体等の多様な主体との協働により、さまざまな活動の機会、交流の場を提供し、また、そのような活動について広く情報を提供していくものとする。

(3) 権利学習の推進（条例第 18 条第 3 項）

障害者に対する不当な差別的取扱いや虐待など、障害者の権利を脅かすさまざまな事案が発生していることを踏まえ、障害者の人権侵害を未然に防ぐため、出前講座などを活用し、また、人権啓発・人権教育において、障害者の権利学習を促進するものとする。

2 情報の発信及び取得環境（条例第 19 条）

意思表示やコミュニケーションの支援、情報の取得・利用におけるアクセシビリティの向上のための施策を積極的に検討・実施するものとする。

特に不特定多数の市民を対象とする情報発信（刊行物の発行、講演会等の開催等）

にあたっては、多様な方法による情報提供がなされるよう努めていくものとする。
また、市民の市政への参画や意見表出の機会においても、多様な方法が確保されるよう配慮していくものとする。

3 教育及び保育の促進（条例第 20 条）

(1) 教育機関等との調整（条例第 20 条第 1 項）

- ① 発達の遅れや障害に対し、可能な限り早期に適切な療育や各種支援を提供することにより、発達の遅れや障害のある幼児、児童及び生徒の将来の自立を促す体制を整備する。
- ② 教育及び保育において、障害の有無に関わらず、一人ひとりの幼児、児童及び生徒の人権が尊重され、医療的ケア児をはじめ特別な対応が必要な幼児、児童及び生徒も可能な限り他の子どもたちとともに育ち、学ぶことができるよう、障害等の特性に配慮した適切な教育及び保育の提供支援体制の整備や環境整備に取り組む、また、教育及び保育の関係者の理解啓発及び専門性の向上を進める。

(2) 関係機関との連携（条例第 20 条第 2 項）

発達の遅れや障害のある幼児、児童及び生徒に対して、幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われるよう、福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化し、切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組む。

4 意思疎通支援（条例第 21 条）

(1) 障害の特質に応じた意思疎通手段の利用（条例第 21 条第 1 項）

情報バリアフリー指針に基づき、情報取得及び活用において制約のある障害者への配慮として、手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器その他必要とされる適切な手段の利用により、あらゆる障害の特性に応じた意思疎通支援の取組を推進するものとする。

(2) 意思疎通支援者の確保（条例第 21 条第 2 項）

手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を目的とした講習会や音訳・点訳ボランティア養成講座を実施することで、意思疎通支援者の確保を行うこととする。また、聴覚障害者の参加が見込まれる市事業及び聴覚障害者の要請に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、盲ろう者の要請に基づき、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することで、コミュニケーション支援の充実を図る。

5 相談体制の充実（条例第 22 条）

(1) 相談体制の整備（条例第 22 条第 1 項）

条例第 10 条に規定する差別相談の体制の整備として、本市においては、障害者福祉を所管する部局に相談窓口を設けることとし、相談に応じて適切な機関等への繋ぎがなされる体制の構築を目指す。なお、相談窓口のみならず日常的に障害者や事業者と関わる部局等も相談の一次的な受付窓口としての機能を担い得る。また、より専門性の高い相談支援として、市内 4 箇所に設置する基幹相談支援センターによる相談対応も進める。

相談対応の基本的なプロセスとしては、以下のような例が考えられる。相談対応過程では相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で、相談窓口や関係部局において対応方針の検討等を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ることが望ましい。その際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、個人情報 の適正な取扱いを確保することが重要である。

また、障害を理由とする差別に関する相談の解決を図るためには、障害者や事業者等からの相談を適切に受け止め、対応する人材の確保・育成が重要である。相談対応を行う人材は、公正中立な立場から相談対応を行うとともに、法や解決事例に関する知識、当事者間を調整する能力、連携・協力すべき関係機関に関する知識、障害特性に関する知識等が備わっていることが望ましい。市は、国、県等が実施する研修等を活用して、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質的向上を図ることとする。

(2)－1 身近な相談窓口（条例第 22 条第 2 項第 1 号）

相談者となる障害者に寄り添い、相談に際して必要な支援を行う役割を担う者を置くことも円滑な相談対応に資すると考えられるため、事業者、障害者団体、その他関連団体等、さらに、地域に配置する身体・知的障害者相談員も地域等で障害者からの一次的な相談に対応するものとする。

(2)－2 相談員の確保（条例第 22 条第 2 項第 2 号）

相談員に対する研修や情報提供等により相談員の資質を向上させることで、必要な相談員を確保するものとする。

(2)－3 関係機関等との連携（条例第 22 条第 2 項第 3 号）

相談内容によっては、市、相談支援事業所、当事者団体等のさまざまな関係機関が、個人情報の適正な管理のもと情報の共有・協議を行い、各自の役割に応じて事案解決に取り組むものとする。

(2)－4 事業者からの相談窓口の確保（条例第 22 条第 2 項第 4 号）

事業者からの合理的配慮の提供等に関する相談に関しては、中小企業を支援

する関係機関等と連携して、対応を行っていくものとする。

6 事前的改善措置（条例第 23 条）

本市においては、これまでも公共施設や道路、公園などの整備に際しては、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、バリアフリー化に取り組んできた。今後も新たな施設の建設や既存の施設の改修にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備に計画的に取り組んでいくこととする。

また、障害者に配慮したまちづくりのため、公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる施設等の整備について理解・協力を求めていくものとする。

7 災害への備え（条例第 24 条）

災害に備えるため、当事者団体、地域活動団体、事業者等と連携し、障害者やその家族、地域住民に対して防災講座等の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図るものとする。

また、日頃から要支援者の状況把握に努め、図上訓練等を実施することで、避難行動の実効性を高める。さらに、一般の指定避難所では生活することが困難な、医療的ケアを必要とする障害者を対象として拠点福祉避難所を整備し、避難場所の確保に取り組むものとする。

第Ⅳ章 障害者差別解消支援地域協議会

ア 趣旨

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、障害者にとって身近な地域において、関係機関が連携し、相談への対応等の取組を行っていく必要がある。一方、日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、個々の事案ごとの状況及び対応する関係機関ごとに有する権限が異なる場合もあり、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域における障害を理由とする差別の解消の機運醸成を図り、それぞれの実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを構築することが有益であると考えられる。

イ 法における協議会に期待される役割

このようなネットワークとして、法は障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を規定している。協議会は、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例

の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等の役割が期待されている。

ウ 本市における協議会の設置

協議会は、法によって「組織することができる」とされている。当事者団体、関係機関との協力体制の構築は、本市の市制運営の基本的態度である「協働によるまちづくり」の観点からも重要である。本市においては、当事者団体、関係機関から選出された委員によって構成する久留米市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例等の共有、個別事案の解決に向けた助言等、体制整備及び推進方法の検討等を行うこととする。

また、条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、本方針に基づく施策の企画立案、実施状況、推進方針等について、久留米市障害者差別解消支援地域協議会から必要な意見の徴取を行い、施策への反映に努めるものとする。

第 V 章 基本方針等の見直し

技術の進展、社会情勢の変化等は、特に合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、また、実施に伴う負担を軽減し得るものであり、こうした動向や不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案しつつ、必要に応じて、本方針の見直しを行い、適時、充実に図るものとする。このことは、別に作成する職員対応要領についても同様とする。

【参考】 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」について

(国基本方針「第 2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」から抜粋)

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由とし

て行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業 について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。
- ・ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。
- ・ 障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- ・ 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。(障害者本人の安全確保の観点)
- ・ 飲食店において、車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行うこと。(事業者の損害発生の防止の観点)
- ・ 銀行において口座開設等の手続を行うため、預金者となる障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の取引意思等を確認すること。(障害者本人の財産の保全の観点)
- ・ 電動車椅子の利用者に対して、通常よりも搭乗手続や保安検査に時間を要することから、十分な研修を受けたスタッフの配置や関係者間の情報共有により所要時間の短縮を図った上で必要最小限の時間を説明するとともに、搭乗に間に合う時間に空港に来てもらうよう依頼すること。(事業の目的・内容・機能の維持の観点)

行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと(以下「合理的配慮」という。)を求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ

合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。また、その内容は、後述する「環境の整備」に係る状況や、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「（２）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素も考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。

ウ 現時点における合理的配慮の一例としては以下の例が挙げられる。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する。

（合理的配慮の例）

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境に係る対応を行うこと。
- ・筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通に係る対応を行うこと。
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用の許可などのルール・慣行の柔軟な変更を行うこと。
- ・店内の単独移動や商品の場所の特定が困難な障害者に対し、店内移動と買物の支援を行うこと。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- ・試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- ・イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- ・電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- ・自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- ・飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が当該業務を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- ・抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)
- ・オンライン講座の配信のみを行っている事業者が、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、当該対応はその事業の目的・内容とは異なるものであり、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備も有していないため、当該対応を断ること。(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)
- ・小売店において、混雑時に視覚障害者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求める配慮の申出があった場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストを書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)

また、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

エ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコ

コミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。その際には、社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることが望ましい。

また、障害者からの意思表示のみでなく、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が、本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族や支援者・介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定について

改正前基本方針	条例	改正の考え方	改正案
本方針は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に向けた、久留米市（以下「本市」という。）の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。	（施策の推進） 第17条 市は、この条例の目的を達成するため、久留米市障害を理由とする差別の解消に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 基本方針には、次条から第24条までに定める事項に基づく基本的な施策のほか、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものとする。 3 市は、基本方針に基づく施策の企画立案、実施状況、推進方針等について、法に基づき設置する久留米市障害者差別解消支援地域協議会から必要な意見の聴取を行い、施策への反映に努めるものとする。	基本方針策定の根拠を条例第17条に改正	本方針は、障害を理由とする差別 （以下「障害者差別」という。） の解消に向けた、久留米市（以下「本市」という。）の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。 <u>また、久留米市障害を理由とする差別をなくす条例（令和5年久留米市条例第35号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例第18条から第24条までに定める事項に基づく基本的な施策のほか、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものである。</u>
第Ⅰ章 本方針策定の背景			第Ⅰ章 本方針策定の背景
1 国の動向 障害者の権利に関する条約への署名を契機とする <u>一連の障害者法制の整備</u> に伴い、国においては、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正が行われ、基本原則として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第4条第1項）こと、また、「社会的障壁(※1)の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」（第4条第2項）ことが規定された。 障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。 また、平成27年2月には、法第6条第1項に基づき、政府の障害者差別の解消に向けた施策の実施に関する基本的な考え方を示す、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）が策定された。 （※1） 社会的障壁 障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されており、また、法第2条においても同様に定義されている。	（前文） 私たちが暮らす久留米市は、 <u>人権尊重都市宣言</u> を行い、あらゆる差別の撤廃をめざす <u>人権擁護条例</u> を制定するなど、 <u>人権尊重の基本的姿勢を示すとともに、差別をなくすための人権教育及び啓発活動を行っています。</u> 国においても、 <u>障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法をはじめとする国内法の整備</u> を行うなど、障害を理由とする差別の解消に向け、取り組んできました。 しかしながら、障害を理由とする差別は、現在も日常生活や社会生活の様々な場面で表面化している状況にあり、障害を理由とする差別の解消が困難なことを示しています。 障害者の権利擁護及び地域共生社会の実現のためには、障害及び障害者に関する理解を深め、誰もが共に学び、分かり合うことが必要です。そして、私たちは、全て人は等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないということを、改めて認識しなければなりません。 私たちはここに、市、事業者及び市民が協力し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害の有無によって分け隔てられることのない、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する地域社会を実現することを決意し、この条例を制定します。	現行基本方針を活かし、令和6年改正法施行を加える	1 国の動向 障害者の権利に関する条約への署名を契機とする <u>一連の障害者法制の整備</u> に伴い、国においては、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正が行われ、基本原則として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第4条第1項）こと、また、「社会的障壁(※1)の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」（第4条第2項）ことが規定された。 障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として平成25年6月に制定、 <u>平成28年4月に施行された。さらに、令和3年6月には事業者に対する合理的配慮の提供を義務化する改正法が制定され、令和6年4月に施行された。</u> また、平成27年2月には、法第6条第1項に基づき、政府の障害者差別の解消に向けた施策の実施に関する基本的な考え方を示す、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）が策定、 <u>令和5年3月には、改正法の円滑な施行に向け、国基本方針が改定された。</u> （※1） 社会的障壁 障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されており、また、法第2条においても同様に定義されている。
2 本市におけるこれまでの取組 本市のこれまでの取組としては、平成6年に「 <u>人権尊重都市宣言</u> 」を行い、平成7年には、障害者差別の撤廃も含む「 <u>あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例</u> 」（平成7年久留米市条例第22号。以下「 <u>人権擁護条例</u> 」という。）を制定した。また、これらの大きな指針のもと、市制運営の基本となる久留米市新総合計画においても、 <u>人権の尊重を基本的姿勢として示すとともに、久留米市人権教育・啓発基本指針等に基づき差別をなくすための人権教育、啓発活動等に取り組んできた。</u> さらに、平成19年に策定した第1期久留米市障害者計画（平成18年度から平成25年度まで）において、重点施策のひとつに、「障害者理解のための啓発・広報活動の推進」を掲げ、これに基づく取組として、市職員に対しては、各種研修等において、障害者の人権に関する啓発を随時行うとともに、市民向けには、講演会等の実施や、広報くるめ等を活用したノーマライゼーションの意識啓発等を進めてきた。 その後、平成26年に策定した第2期久留米市障害者計画（平成26年度から平成29年度まで）においては、国の動向等を踏まえ、重点施策の一つに「ノーマライゼーションの意識啓発の充実」を掲げ、障害者に対する差別の解消への取組として、「障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組を実施する。」としたところである。	（前文） 私たちが暮らす久留米市は、 <u>人権尊重都市宣言</u> を行い、あらゆる差別の撤廃をめざす <u>人権擁護条例</u> を制定するなど、 <u>人権尊重の基本的姿勢を示すとともに、差別をなくすための人権教育及び啓発活動を行っています。</u> 国においても、 <u>障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法をはじめとする国内法の整備</u> を行うなど、障害を理由とする差別の解消に向け、取り組んできました。 しかしながら、障害を理由とする差別は、現在も日常生活や社会生活の様々な場面で表面化している状況にあり、障害を理由とする差別の解消が困難なことを示しています。 本市は、障害者差別の解消をより一層推進するため、 <u>令和5年12月に条例を制定し、令和6年4月に施行したところである。</u>	現行基本方針を活かし、条例制定を加える	2 本市におけるこれまでの取組 本市のこれまでの取組としては、平成6年に「 <u>人権尊重都市宣言</u> 」を行い、平成7年には、障害者差別の撤廃も含む「 <u>あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例</u> 」（平成7年久留米市条例第22号。以下「 <u>人権擁護条例</u> 」という。）を制定した。また、これらの大きな指針のもと、 <u>市政運営の基本となる久留米市新総合計画においても、人権の尊重を基本的姿勢として示すとともに、久留米市人権教育・啓発基本指針等に基づき差別をなくすための人権教育、啓発活動等に取り組んできた。</u> さらに、平成19年に策定した第1期久留米市障害者計画（平成18年度から平成25年度まで）において、重点施策のひとつに、「障害者理解のための啓発・広報活動の推進」を掲げ、これに基づく取組として、市職員に対しては、各種研修等において、障害者の人権に関する啓発を随時行うとともに、市民向けには、講演会等の実施や、広報くるめ等を活用したノーマライゼーションの意識啓発等を進めてきた。 その後、平成26年に策定した第2期久留米市障害者計画（平成26年度から平成29年度まで）においては、国の動向等を踏まえ、重点施策の一つに「ノーマライゼーションの意識啓発の充実」を掲げ、障害者に対する差別の解消への取組として、「障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組を実施する。」とした <u>ところである。</u> <u>しかしながら、障害を理由とする差別は、現在も日常生活や社会生活の様々な場面で表面化している状況にあり、障害を理由とする差別の解消が困難なことを示している。</u> <u>本市は、障害者差別の解消をより一層推進するため、令和5年12月に条例を制定し、令和6年4月に施行したところである。</u>

改正前基本方針	条例	改正の考え方	改正案
第Ⅱ章 障害者差別の解消の推進に関する基本的な方向			第Ⅱ章 障害者差別障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な方向
1 本市が目指す地域社会 法が具体化しようとする基本原則を定める障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として掲げている。 このことは、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきという理念に基づく、普遍的な目的である。 よって、本市においても、本市「人権尊重都市宣言」及び「人権擁護条例」の理念も踏まえつつ、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会の実現を目指すこととする。	(目的) 第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及びあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例（平成7年久留米市条例第22号）に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するために、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、及び基本となる事項を定めることにより、障害の有無によって分け隔てられることのない、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。	条例を根拠とすることを追記	1 本市が目指す地域社会 法が具体化しようとする基本原則を定める障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として掲げている。 このことは、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきという理念に基づく、普遍的な目的である。 よって、本市においても、本市「人権尊重都市宣言」及び「人権擁護条例」の理念も踏まえつつ、<u>条例に基づいて、</u>全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会の実現を目指すこととする。
2 施策の基本的な方向性 法は、「共生する社会」の実現のため、行政機関等に対し、障害者差別の解消に向けた具体的な取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。 なお、障害者差別とは、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」のこと(※2)である。 本市が目指す地域社会を実現するために、これら法の要請に応え、不当な差別的取扱いの解消と日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くための取組（いわゆる「合理的配慮の提供」）を行うことが必要である。 このことに対する本市の基本的な方向性は次のとおりとする。 (1) 障害者差別の解消を図る施策について、積極的に検討・実施することを基本的な態度とする。 (2) 本市の施策、業務等の立案や実施にあたっては、その施策、業務等の実施によって、障害者差別が生じる可能性がないかという視点からも、それぞれの施策、業務等を所管する部局等において、検討を行うものとする。 (3) 本市の施策、業務等において、現に障害者差別が生じているとき又はその可能性が極めて高いときは、可能な限りその解消に努めるものとする。 (4) (1)から(3)においては、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、また、障害児には成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意するものとする。 (5) 障害者差別の解消には、市民一人ひとりの障害に関する正しい知識の取得や理解に基づく相互理解が不可欠との認識に立ち、様々な機会や方法を利用して、市民への法の趣旨の普及啓発に努めることとする。 (※2) 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方は、国基本方針の示すとおりである。	(基本理念) 第3条 この条例による障害を理由とする差別の解消は、市、事業者及び市民が、次に掲げる事項を基本理念として、推進するものとする。 (1) 障害者が抱える本質的な問題は、障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁の除去は社会の責務であること。 (2) 障害は人類が持つ多様な個性の一つであるから、これを包含する地域共生社会を実現すべきこと。 (3) 全ての市民に人権が平等に存することを踏まえ、全ての障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきこと。 (4) 障害及び障害者への理解を深め、かつ、障害を理由とする差別に関する学びを継続する必要があること。 (5) あらゆる分野において社会的障壁の除去及び合理的配慮が行われ、誰もが暮らしやすい、共生のまちづくりが促進されること。 (6) 何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと。 (7) この基本理念の考え方は、日常生活に限らず災害等の非常時の生活においても同様であること。	基本方針の趣旨・目的を条例の目的・基本理念に沿って規定	2 施策の基本的な方向性 法は、「共生する社会」の実現のため、行政機関等に対し、障害者<u>を理由とする</u>差別の解消に向けた具体的な取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。 なお、障害者<u>を理由とする差別</u>とは、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」のこと(※2)である。 (※2) 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方は、国基本方針の示す条例に定めるとおりである。 本市が目指す地域社会を実現するために、これら法<u>の要請に応え、に基づき条例で定める、</u>不当な差別的取扱いの解消と日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くための取組（いわゆる「合理的配慮の提供」）を行うことが必要である<u>。り、実現に向けた施策を推進することが必要である。</u> このことに対する本市の<u>施策の推進に係る</u>基本的な方向性は、<u>条例第3条に規定する基本理念によるものとする。</u> <u>【抜粋】条例第3条（基本理念）</u> <u>第3条 この条例による障害を理由とする差別の解消は、市、事業者及び市民が、次に掲げる事項を基本理念として、推進するものとする。</u> <u>(1) 障害者が抱える本質的な問題は、障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁の除去は社会の責務であること。</u> <u>(2) 障害は人類が持つ多様な個性の一つであるから、これを包含する地域共生社会を実現すべきこと。</u> <u>(3) 全ての市民に人権が平等に存することを踏まえ、全ての障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきこと。</u> <u>(4) 障害及び障害者への理解を深め、かつ、障害を理由とする差別に関する学びを継続する必要があること。</u> <u>(5) あらゆる分野において社会的障壁の除去及び合理的配慮が行われ、誰もが暮らしやすい、共生のまちづくりが促進されること。</u> <u>(6) 何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと。</u> <u>(7) この基本理念の考え方は、日常生活に限らず災害等の非常時の生活においても同様であること。</u>

改正前基本方針	条例	改正の考え方	改正案
3 本方針の対象範囲 (1) 障害者 本方針の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「<u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）</u>がある者であって、<u>障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</u>」である。 これは、障害の「社会モデル」(※3)の考え方を踏まえている。したがって、本方針が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。 (※3) 障害の「社会モデル」 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（いわゆる社会的障壁）と相対することによって生じるとの考え方。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、<u>障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</u>をいう。 (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。 (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。 (4) 合理的配慮 障害の有無に関わらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者又はその家族等（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。 (5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。 (6) 事業者 営利と非営利とを問わず、反復継続して商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。	「障害者」定義は条例による	3 本方針の対象範囲 (1) 障害者 本方針の対象となる障害者は、障害者基本法条例第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「<u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）</u>がある者であって、<u>障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</u>」である。 これは、障害の「社会モデル」(※3)の考え方を踏まえている。したがって、本方針が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。 (※3) 障害の「社会モデル」 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（いわゆる社会的障壁）と相対することによって生じるとの考え方。
(2) 対象分野 本方針は、本市が行う施策、事務、行政サービス等全般に係る分野を広く対象とする。ただし、本市が事業主としての立場で市職員に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。		条例の対象分野に合わせて改正	(2) 対象分野 本方針は、本市が行う施策、事務、行政サービス等全般に係る条例に定めるとおりあらゆる分野を広く対象とする。ただし、本市<u>又は事業者が、</u>事業主としての立場で市職員<u>又は従業員等</u>に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。
		条例第18条～第24条の規定に基づき追加	4 基本的な施策 <u>本方針に定める障害者を理由とする差別の解消を図るための基本的な施策は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 啓発及び理解促進（条例第18条）</u> <u>(2) 情報の発信及び取得環境（条例第19条）</u> <u>(3) 教育及び保育の促進（条例第20条）</u> <u>(4) 意思疎通支援（条例第21条）</u> <u>(5) 相談体制の充実（条例第22条）</u> <u>(6) 事前的改善措置（条例第23条）</u> <u>(7) 災害への備え（条例第24条）</u>

改正前基本方針	条例	改正の考え方	改正案
第Ⅲ章 障害者差別の解消の推進に関する主な取組 障害者差別の解消を図るための主な取組は次のとおりとする。			第Ⅲ章 障害者差別障害を理由とする差別の解消の推進に関する主な取組基本的な施策の内容
			1 啓発及び理解促進（条例第18条）
4 市民等に対する啓発活動 本市では、久留米市人権教育・基本指針や久留米市障害者計画のもと、差別や偏見の解消のための啓発活動に取り組んできた。しかしながら、平成24年度に実施した久留米市障害者（児）生活実態調査によると、4割以上の人が差別を感じたり、いやな思いをしたと回答している。 障害者差別については、市民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、次の考え方により、市を中心に、関係機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、市民の障害に関する理解を促進するものとする。		実態調査結果修正等	(1)－1 市民等に対する市民及び事業者への広報及び啓発活動（条例第18条第1項第1号） 本市では、久留米市人権教育・基本指針や久留米市障害者計画のもと、差別や偏見の解消のための啓発活動に取り組んできた。しかしながら、 平成24年度令和4年度に 実施した久留米市障害者（児）生活実態調査によると、 4割 以上の人が差別を感じたり、いやな思いをしたと回答している。 障害者差別障害を理由とする差別 については、市民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、次の考え方により、市を中心に、関係機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、市民の障害に関する理解を促進するものとする。
(1) 障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、市民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠である。また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知啓発を行うことが重要である。 市を中心に、事業者、障害者団体、その他関連団体等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、多様な媒体を用いた周知啓発活動に積極的に取り組むものとする。	（啓発及び理解促進） 第18条 市は、障害及び障害者に関する理解及び関心を深めるため、当事者団体等と連携し、次に掲げる施策を行うものとする。 (1) <u>市民及び事業者への広報及び啓発活動</u> (2) 市の職員等への研修	国基本方針に合わせて改正	① 障害者差別障害を理由とする差別 が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、市民一人ひとりが認識するとともに、法及び 条例 の趣旨について理解を深めることが不可欠である。 また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知啓発を行うことが重要である。各種啓発活動や研修等の実施に当たっては、障害のある女性は、障害があることに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする場合があるといった意見があること、障害のある性的マイノリティについても同様の意見があること、障害のあることにもは、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることについても理解を促す必要があることに留意する。 市を中心に、事業者、障害者団体、その他関連団体等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、 アクセシビリティにも配慮しつつ 、多様な媒体を用いた周知啓発活動に積極的に取り組むものとする。
(3) 本市は、グループホーム等を含む、障害者関連事業所等の新設に際しては、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動が行われるよう努めるものとする。		そのまま	② 本市は、グループホーム等を含む、障害者関連事業所等の新設に際しては、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動が行われるよう努めるものとする。
1 本市職員の意識啓発 (2) 本市職員に対する研修 本市においては、職員の一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底などの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。 なお、これは後述する環境の整備の一環として行われるものである。	（啓発及び理解促進） 第18条 市は、障害及び障害者に関する理解及び関心を深めるため、当事者団体等と連携し、次に掲げる施策を行うものとする。 (1) 市民及び事業者への広報及び啓発活動 (2) <u>市の職員等への研修</u>	環境の整備を削除するため、文言整理	(1)－2 本市職員の意識啓発市の職員等への研修（条例第18条第1項第2号） ① 本市職員に対する研修 本市においては、職員の一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底などの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。 なお、これは後述する環境の整備の一環として行われるものである。
(1) 障害者差別解消に関する対応要領 ① 職員対応要領の作成 行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的な取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であることから、法第10条第1項において、地方公共団体は、国基本方針に即して、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。 本市においては、職員の行動規範として、職員の障害者差別解消に関する対応要領（以下、「職員対応要領」という。）を作成するものとする。 職員対応要領は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、本市の職員にその実施を徹底するものとする。			② 障害者差別障害を理由とする差別の解消に関する対応要領 ア 職員対応要領の作成 行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的な取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であることから、法第10条第1項において、地方公共団体は、国基本方針に即して、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。 本市においては、職員の行動規範として、職員の障害者差別解消に関する対応要領（以下、「職員対応要領」という。）を作成するものとする。 職員対応要領は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、本市の職員にその実施を徹底するものとする。
② 対応要領の位置付け及び作成手続 職員対応要領の作成に当たっては、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、職員対応要領を公表するものとする。			イ 対応要領の位置付け及び作成・変更手続 職員対応要領の作成・ 変更 に当たっては、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を 可能な限り 反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成 等 の後は、職員対応要領を公表するものとする。
③ 対応要領の記載事項 職員対応要領には、以下の事項などを記載するものとする。 ア 趣旨 イ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 ウ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例 エ 相談体制の整備 オ 職員への研修・啓発		国基本方針に合わせて改正	ウ 対応要領の記載事項 職員対応要領には、以下の事項などを記載するものとする。 なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。 (ア) 趣旨 (イ) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 (ウ) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例 (エ) 相談体制の整備 (オ) 職員への研修・啓発

改正前基本方針	条例	改正の考え方	改正案
	2 市は、障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会、交流の場及び情報の提供を行うものとする。	計画：基本目標5-2・3・4を参考	<u>(2) 相互理解の機会等及び情報の提供（条例第18条第2項）</u> 共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関わらず、お互いを理解・尊重し合いながら、スポーツ・文化芸術活動、地域活動などさまざまな活動に参画していくことが重要である。市を中心に、事業者、障害者団体、その他関連団体等の多様な主体との協働により、さまざまな活動の機会、交流の場を提供し、また、そのような活動について広く情報を提供していくものとする。
	3 市は、障害者等が、本来享受できる権利について、正しく理解するための学びの場の確保を推進するものとする。	計画：基本目標2-1を参考	<u>(3) 権利学習の推進（条例第18条第3項）</u> 障害者に対する不当な差別的取扱いや虐待など、障害者の権利を脅かすさまざまな事案が発生していることを踏まえ、障害者の人権侵害を未然に防ぐため、出前講座などを活用し、また、人権啓発・人権教育において、障害者の権利学習を促進するものとする。
2 環境の整備 法第5条は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置については、個別の場面でいて個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うため「自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」としている。 本市における合理的配慮の提供は、本市職員の意識啓発を基礎として、以下のような「環境の整備」と連携しながら進めていくものとする。 なお、これらの「環境の整備」は新しい技術開発が投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が必要である。		削除	
(2) 情報に関するバリアフリー 意思表示やコミュニケーションの支援、情報の取得・利用におけるアクセシビリティの向上のための施策を積極的に検討・実施するものとする。 特に不特定多数の市民を対象とする情報発信（刊行物の発行、講演会等の開催等）にあたっては、多様な方法による情報提供がなされるよう努めていくものとする。また、市民の市政への参画や意見表出の機会においても、多様な方法が確保されるよう配慮していくものとする。	（情報の発信及び取得環境） 第19条 市は、障害者が市政等に関する情報を取得できるよう発信及び取得環境の整備に努めるものとする。	そのまま	2 情報に関するバリアフリー情報の発信及び取得環境（条例第19条） 意思表示やコミュニケーションの支援、情報の取得・利用におけるアクセシビリティの向上のための施策を積極的に検討・実施するものとする。 特に不特定多数の市民を対象とする情報発信（刊行物の発行、講演会等の開催等）にあたっては、多様な方法による情報提供がなされるよう努めていくものとする。また、市民の市政への参画や意見表出の機会においても、多様な方法が確保されるよう配慮していくものとする。
4 市民等に対する啓発活動 (2) 障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるインクルーシブ教育システムを推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う心を養っていくための取組を進める。同時に、障害のない児童生徒の保護者に対する働きかけも進めていくものとする。	（教育及び保育の促進） 第20条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り、障害のない幼児、児童及び生徒と共に保育又は教育を受けられるよう、教育機関その他の関係機関との調整に努めるものとする。 2 市は、前項の調整において、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、障害のある幼児、児童及び生徒への支援又は教育機関等への支援を行うものとする。	計画：基本目標3-1～4を参考	3 教育及び保育の促進（条例第20条） (1) 教育機関等との調整（条例第20条第1項） ① 発達の遅れや障害に対し、可能な限り早期に適切な療育や各種支援を提供することにより、発達の遅れや障害のある幼児、児童及び生徒の将来の自立を促す体制を整備する。 ② 教育及び保育において、障害の有無に関わらず、一人ひとりの幼児、児童及び生徒の人権が尊重され、医療的ケア児をはじめ特別な対応が必要な幼児、児童及び生徒も可能な限り他の子どもたちとともに育ち、学ぶことができるよう、障害等の特性に配慮した適切な教育及び保育の提供支援体制の整備や環境整備に取組み、また、教育及び保育の関係者の理解啓発及び専門性の向上を進める。 (2) 関係機関との連携（条例第20条第2項） 発達の遅れや障害のある幼児、児童及び生徒に対して、幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われるよう、福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化し、切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組む。
	（意思疎通支援） 第21条 市は、視覚・聴覚障害（盲ろうを含む。）、発語障害、知的障害、発達障害その他の障害におけるコミュニケーションの特質に応じた意思疎通手段（手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器その他必要とされる適切な手段をいう。）の利用を図り、意思疎通支援の取組を推進するものとする。	条例のとおり （情報バリアフリー指針は計画より）	4 意思疎通支援（条例第21条） (1) 特質に応じた意思疎通手段の利用（条例第21条第1項） 情報バリアフリー指針に基づき、情報取得及び活用において制約のある障害者への配慮として、手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器その他必要とされる適切な手段の利用により、あらゆる障害の特性に応じた意思疎通支援の取組を推進するものとする。
	2 市は、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通を支援する者をいう。以下同じ。）の社会資源としての確保及び整備を進めるため、意思疎通支援者の養成及び活動の推進を図るものとする。	計画：基本目標1-2、基本目標5-5を参考	(2) 意思疎通支援者の確保（条例第21条第2項） 手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を目的とした講習会や音訳・点訳ボランティア養成講座を実施することで、意思疎通支援者の確保を行うこととする。また、聴覚障害者の参加が見込まれる市事業及び聴覚障害者の要請に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、盲ろう者の要請に基づき、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することで、コミュニケーション支援の充実を図る。

改正前基本方針	条例	改正の考え方	改正案
3 相談体制の整備 (1) 相談窓口 障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要である。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、地方公共団体においては、相談窓口を明確にすることが求められている。 本市においては、障害者福祉を所管する部局に窓口を設けることとし、相談に応じて適切な機関等への繋ぎがなされる体制の構築を目指す。 また、相談や紛争解決などに対応する職員の専門性の向上などを図るために、職員の養成等に取り組んでいくこととする。	(相談体制の充実) 第22条 市は、障害を理由とする差別に関して、第10条に規定する差別相談の体制整備のほか、地域における相談体制の充実を図るものとする。 2 市は、前項の相談体制の充実のため、特に次に掲げる事項について推進するものとする。	・基幹相談支援センターを相談窓口として追加 ・国基本方針に合わせて改正	5 相談体制の整備充実（条例第22条） (1) 相談体制の整備（条例第22条第1項） 障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要である。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、地方公共団体においては、相談窓口を明確にすることが求められている。 条例第10条に規定する差別相談の体制の整備として、本市においては、障害者福祉を所管する部局に相談窓口を設けることとし、相談に応じて適切な機関等への繋ぎがなされる体制の構築を目指す。なお、相談窓口のみならず日常的に障害者や事業者と関わる部局等も相談の一次的な受付窓口としての機能を担い得る。また、より専門性の高い相談支援として、市内4箇所に設置する基幹相談支援センターによる相談対応も進める。 相談対応の基本的なプロセスとしては、以下のような例が考えられる。相談対応過程では相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で、相談窓口や関係部局において対応方針の検討等を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ることが望ましい。その際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、個人情報 の適正な取扱いを確保することが重要である。 また、相談や紛争解決などに対応する職員の専門性の向上などを図るために、職員の養成等に取り組んでいくこととする。障害を理由とする差別に関する相談の解決を図るためには、障害者や事業者等からの相談を適切に受け止め、対応する人材の確保・育成が重要である。相談対応を行う人材は、公正中立な立場から相談対応を行うとともに、法や解決事例に関する知識、当事者間を調整する能力、連携・協力すべき関係機関に関する知識、障害特性に関する知識等が備わっていることが望ましい。市は、国、県等が実施する研修等を活用して、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質的向上を図ることとする。
	(相談体制の充実) 第22条 市は、障害を理由とする差別に関して、第10条に規定する差別相談の体制整備のほか、地域における相談体制の充実を図るものとする。 2 市は、前項の相談体制の充実のため、特に次に掲げる事項について推進するものとする。 (1) 相談者にとって身近な相談窓口又は相談しやすい場の確保	計画：基本目標4-9を参考	(2)-1 身近な相談窓口（条例第22条第2項第1号） 相談者となる障害者に寄り添い、相談に際して必要な支援を行う役割を担う者を置くことも円滑な相談対応に資すると考えられるため、事業者、障害者団体、その他関連団体等、さらに、地域に配置する身体・知的障害者相談員も地域等で障害者からの一次的な相談に対応するものとする。
	(2) 障害者を含む相談員の確保		(2)-2 相談員の確保（条例第22条第2項第2号） 相談員に対する研修や情報提供等により相談員の資質を向上させることで、必要な相談員を確保するものとする。
	(3) 個人情報の適正な管理のもとにおける、市と相談支援事業所又は当事者団体等との差別相談に関する連携		(2)-3 関係機関等との連携（条例第22条第2項第3号） 相談内容によっては、市、相談支援事業所、当事者団体等のさまざまな関係機関が連携し、個人情報の適正な管理のもと情報の共有・協議を行い、各自の役割に応じて事案解決に取り組むものとする。
	(4) 事業者からの合理的配慮の提供等に関する相談窓口の確保		(2)-4 事業者からの相談窓口の確保（条例第22条第2項第4号） 事業者からの合理的配慮の提供等に関する相談に関しては、中小企業を支援する関係機関等と連携して、対応を行っていくものとする。
2 環境の整備 (1) 施設等の整備 本市においては、これまでも公共施設や道路、公園などの整備に際しては、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、バリアフリー化に取り組んできた。今後も新たな施設の建設や既存の施設の改修にあたっては、一層のバリアフリー化の進展が図られるように計画的に取り組んでいくこととする。	(事前的改善措置) 第23条 市又は事業者は、自ら所有し、又は管理する施設を整備する場合は、社会的障壁の除去及び合理的配慮を実施するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。	計画：基本目標1-3を参考	6 事前的改善措置（条例第23条） 本市においては、これまでも公共施設や道路、公園などの整備に際しては、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、バリアフリー化に取り組んできた。今後も新たな施設の建設や既存の施設の改修にあたっては、一層のバリアフリー化の進展が図られるようにバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備に計画的に取り組んでいくこととする。 また、障害者に配慮したまちづくりのため、公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる施設等の整備について理解・協力を求めているものとする。
	(災害への備え) 第24条 市は、災害に備えるため、当事者団体、地域活動団体、事業者等と連携し、障害特性に対応した防災情報の発信及び防災講座等の開催を促進するものとする。	計画：基本目標2-2を参考	7 災害への備え（条例第24条） 災害に備えるため、当事者団体、地域活動団体、事業者等と連携し、障害者やその家族、地域住民に対して防災講座等の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図る。 また、日頃から要支援者の状況把握に努め、図上訓練等を実施することで、避難行動の実効性を高める。さらに、一般の指定避難所では生活することが困難な、医療的ケアを必要とする障害者を対象として拠点福祉避難所を整備し、避難場所の確保に取り組むものとする。

改正前基本方針	条例	改正の考え方	改正案
(2) 障害者差別解消支援地域協議会 ① 趣旨 障害者差別の解消を効果的に推進するためには、障害者にとって身近な地域において、関係機関が連携し、相談への対応等の取組を行っていく必要がある。一方、日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、個々の事案ごとの状況及び対応する関係機関ごとに有する権限が異なる場合もあり、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを構築することが有益であると考えられる。	(施策の推進) 第 1 7 条 市は、この条例の目的を達成するため、久留米市障害を理由とする差別の解消に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 基本方針には、次条から第 2 4 条までに定める事項に基づく基本的な施策のほか、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものとする。 3 市は、基本方針に基づく施策の企画立案、実施状況、推進方針等について、法に基づき設置する久留米市障害者差別解消支援地域協議会から必要な意見の聴取を行い、 <u>施策への反映に努めるものとする。</u>	国基本方針の改正に合わせ て改正	第Ⅳ章 障害者差別解消支援地域協議会 ア 趣旨 障害者 を理由とする 差別の解消を効果的に推進するためには、障害者にとって身近な地域において、関係機関が連携し、相談への対応等の取組を行っていく必要がある。一方、日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、個々の事案ごとの状況及び対応する関係機関ごとに有する権限が異なる場合もあり、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域 における障害を理由とする差別の解消の機運醸成を図り、それぞれの 実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを構築することが有益であると考えられる。
② 協議会の役割 このようなネットワークとして、法は障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を規定している。協議会は、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等を行うものである。		文言整理	イ 法における協議会 の に期待される 役割 このようなネットワークとして、法は障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を規定している。協議会は、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等 を行うものである役割が期待されている。
③ 本市における協議会の設置 協議会は、法によって「組織することができる」とされている。当事者団体、関係機関との協力体制の構築は、本市の市制運営の基本的態度である「協働によるまちづくり」の観点からも重要である。本市においては、当事者団体、関係機関から選出された委員によって構成する久留米市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例等の共有、個別事案の解決に向けた助言等、体制整備及び推進方法の検討等を行うこととする。		条例17条に規定する役割を 追加	ウ 本市における協議会の設置 協議会は、法によって「組織することができる」とされている。当事者団体、関係機関との協力体制の構築は、本市の市制運営の基本的態度である「協働によるまちづくり」の観点からも重要である。本市においては、当事者団体、関係機関から選出された委員によって構成する久留米市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例等の共有、個別事案の解決に向けた助言等、体制整備及び推進方法の検討等を行うこととする。 <u>また、条例第17条第3項の規定に基づき、本方針に基づく施策の企画立案、実施状況、推進方針等について、久留米市障害者差別解消支援地域協議会から必要な意見の徴取を行い、施策への反映に努めるものとする。</u>
5 基本方針等の見直し 技術の進展、社会情勢の変化等は、特に合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、実施に伴う負担を軽減し得ることが予想される。また、法の施行後は、不当な差別的取扱い及び合理的配慮のより具体的な情報の集積も進むこととなる。さらには、法は、その施行後3年を目処に必要な見直しを検討することとしている。 これらを踏まえて、本方針も見直しを行い、必要に応じて、適時、必要な修正を加えていくものとする。このことは、別に作成する職員対応要領についても同様とする。		国基本方針に合わせて改正	第Ⅴ章 基本方針等の見直し 技術の進展、社会情勢の変化等は、特に合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、 <u>また、実施に伴う負担を軽減し得ることが予想される。また、法の施行後は、不当な差別的取扱い及び合理的配慮のより具体的な情報の集積も進むこととなる。さらには、法は、その施行後3年を目処に必要な見直しを検討することとしている。ものであり、こうした動向や不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案しつつ、必要に応じて、</u> 本方針の見直しを行い、 <u>必要に応じて、適時、必要な修正を加えていくものとする。適時、充実を図るものとする。</u> このことは、別に作成する職員対応要領についても同様とする。

○久留米市障害を理由とする差別をなくす条例

令和5年12月22日

久留米市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 差別の禁止（第7条—第9条）

第3章 差別解消のための体制（第10条—第16条）

第4章 差別解消のための施策（第17条—第24条）

附則

（前文）

私たちが暮らす久留米市は、人権尊重都市宣言を行い、あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例を制定するなど、人権尊重の基本的姿勢を示すとともに、差別をなくすための人権教育及び啓発活動を行っています。

国においても、障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法をはじめとする国内法の整備を行うなど、障害を理由とする差別の解消に向け、取り組んできました。

しかしながら、障害を理由とする差別は、現在も日常生活や社会生活の様々な場面で表面化している状況にあり、障害を理由とする差別の解消が困難なことを示しています。

障害者の権利擁護及び地域共生社会の実現のためには、障害及び障害者に関する理解を深め、誰もが共に学び、分かり合うことが必要です。そして、私たちは、全て人は等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないということを、改めて認識しなければなりません。

私たちはここに、市、事業者及び市民が協力し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む、障害の有無によって分け隔てられることのない、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する地域社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及びあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例（平成7年久留米市条例第22号）に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するために、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、及び基本となる事項を定めることにより、障害の有無によって分け隔てられることのない、互いに人格と個性を尊重し合

い、支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。
- (4) 合理的配慮 障害の有無に関わらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者又はその家族等（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。
- (6) 事業者 営利と非営利とを問わず、反復継続して商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 この条例による障害を理由とする差別の解消は、市、事業者及び市民が、次に掲げる事項を基本理念として、推進するものとする。

- (1) 障害者が抱える本質的な問題は、障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁の除去は社会の責務であること。
- (2) 障害は人類が持つ多様な個性の一つであるから、これを包含する地域共生社会を実現すべきこと。
- (3) 全ての市民に人権が平等に存することを踏まえ、全ての障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきこと。
- (4) 障害及び障害者への理解を深め、かつ、障害を理由とする差別に関する学びを継続する必要があること。
- (5) あらゆる分野において社会的障壁の除去及び合理的配慮が行われ、誰もが暮らしやすい、共生のまちづくりが促進されること。

(6) 何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

(7) この基本理念の考え方は、日常生活に限らず災害等の非常時の生活においても同様であること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、障害及び障害者に関する理解を促進し、障害を理由とする差別の解消を推進しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念に基づき、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に積極的に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第2章 差別の禁止

(差別の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、あらゆる分野において、障害を理由とする差別を行ってはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 市及び事業者は、次に掲げる不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

イ 障害者の意思に反して、又はサービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。

(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

イ 障害者又はその家族等（障害者の意思を確認することが困難な場合に限る。）の理解を得るための十分な説明をせず、医療を受けることを強制すること。ただし、自傷行為又は他害行為のおそれがあり、法令に定めがある場合を除く。

ウ 障害者の退院に向けた協議又は検討をせず、社会復帰の促進を図らないこと。

(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い

ア 療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。

イ 本人及び保護者の意見を聴かず、意思を尊重せず、又は必要な説明をせず就学する学校を決めること。

ウ 受験又は入学を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること。

エ 授業又は行事への参加を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い

ア 応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること。

イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。

(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、これらを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること。

(6) 不動産の取引をする場合において、売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること。

(7) 現に不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を実施する場合において、参加を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い

ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(10) 災害発生時において、避難所又は仮設住宅等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(合理的配慮の提供)

第9条 市及び事業者は、その事務若しくは事業を行い、又は障害者を雇用するに当たっては、合理的配慮をしなければならない。

2 市及び事業者は、合理的配慮の提供に当たっては、障害者及び市又は事業者の双方の建設的対話を通して対応するよう努めるものとする。

第3章 差別解消のための体制

(相談)

第10条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確

に対応するため、法第14条の規定に基づき、相談及び紛争解決のための体制整備を図るものとする。

2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、市に対し、差別相談を行うことができる。

3 市は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、調査又は事実の確認を行い、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 情報提供、説明又は助言
- (2) 差別相談に係る当事者間の調整
- (3) 関係行政機関に対する通報その他必要な通知
- (4) 第12条第1項に定める助言又はあっせんの申立ての支援

4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、若しくは制限し、又は不利益な取扱いをしてはならない。

5 市は、差別相談に係る業務の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。

（障害者差別解消調整委員会）

第11条 市長の附属機関として、久留米市障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、障害者等の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 障害者等が組織する団体（以下「当事者団体」という。）を代表する者
- (2) 障害者に関する法令又は制度に基づく権利擁護の専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（申立て）

第12条 障害者等は、差別相談によって事案が解決しないと思料するときは、委員会に対

し、必要な助言又はあつせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争については適用しない。

（申立てに係る調査又は審議）

第13条 委員会は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について必要な調査又は審議を行うものとする。

- 2 委員会は、前項の調査又は審議を行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委員会の求めに協力しなければならない。

（助言又はあつせん）

第14条 委員会は、前条第1項の調査又は審議を終えたときは、当事者その他の関係者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあつせんを行う必要がないと認めるとき、又は事案の性質に照らし助言若しくはあつせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- 2 委員会は、前項本文の規定により助言又はあつせんを開始した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助言又はあつせんを終了するものとする。

- (1) 当事者が助言に従ったとき、又はあつせん案を受諾したとき。
- (2) 当事者が助言に従わない旨又はあつせん案を受諾しない旨の意思を表明したとき。
- (3) 助言又はあつせんを継続することが困難であるとき、又は適当でないと認めるとき。

- 3 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。

（措置の求め）

第15条 委員会は、助言又はあつせんを終了した場合において、第12条第1項の申立てに係る事案が解決せず、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、市長に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（勧告等）

第16条 市長は、前条の規定による求めがあったときは、当事者その他の関係者に対し、

差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 差別解消のための施策

(施策の推進)

第17条 市は、この条例の目的を達成するため、久留米市障害を理由とする差別の解消に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針には、次条から第24条までに定める事項に基づく基本的な施策のほか、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものとする。
- 3 市は、基本方針に基づく施策の企画立案、実施状況、推進方針等について、法に基づき設置する久留米市障害者差別解消支援地域協議会から必要な意見の聴取を行い、施策への反映に努めるものとする。

(啓発及び理解促進)

第18条 市は、障害及び障害者に関する理解及び関心を深めるため、当事者団体等と連携し、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民及び事業者への広報及び啓発活動
- (2) 市の職員等への研修

- 2 市は、障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会、交流の場及び情報の提供を行うものとする。
- 3 市は、障害者等が、本来享受できる権利について、正しく理解するための学びの場の確保を推進するものとする。

(情報の発信及び取得環境)

第19条 市は、障害者が市政等に関する情報を取得できるよう発信及び取得環境の整備に努めるものとする。

(教育及び保育の促進)

第20条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り、障害のない幼児、児童及び生徒と共に保育又は教育を受けられるよう、教育機関その他の関係機関との調整に努めるものとする。

- 2 市は、前項の調整において、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、障害のある幼児、児童及び生徒への支援又は教育機関等への支援を行うものとする。

(意思疎通支援)

第21条 市は、視覚・聴覚障害（盲ろうを含む。）、発語障害、知的障害、発達障害その他の障害におけるコミュニケーションの特質に応じた意思疎通手段（手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器その他必要とされる適切な手段をいう。）の利用を図り、意思疎通支援の取組を推進するものとする。

2 市は、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通を支援する者をいう。以下同じ。）の社会資源としての確保及び整備を進めるため、意思疎通支援者の養成及び活動の推進を図るものとする。

（相談体制の充実）

第22条 市は、障害を理由とする差別に関して、第10条に規定する差別相談の体制整備のほか、地域における相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、前項の相談体制の充実のため、特に次に掲げる事項について推進するものとする。

（1） 相談者にとって身近な相談窓口又は相談しやすい場の確保

（2） 障害者を含む相談員の確保

（3） 個人情報の適正な管理のもとにおける、市と相談支援事業所又は当事者団体等との差別相談に関する連携

（4） 事業者からの合理的配慮の提供等に関する相談窓口の確保

（事前的改善措置）

第23条 市又は事業者は、自ら所有し、又は管理する施設を整備する場合は、社会的障壁の除去及び合理的配慮を実施するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（災害への備え）

第24条 市は、災害に備えるため、当事者団体、地域活動団体、事業者等と連携し、障害特性に対応した防災情報の発信及び防災講座等の開催を促進するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。